

様式 1

明 細 書

作成日 令和 元年 8 月 7 日

更新日：令和 5 年 6 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：シズオカケンヌマヅシシモカヌキアザカミシヨウジ（〒410-0822）静岡県 沼津市下 香 貫 字上 障子 415-1

名称（フリガナ）：フジイズノウギョウキョウドウクミアイ富士 伊豆 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 梶 毅

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-fujiizu.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（うんしゅうみかん）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ニシウラ ジュタロウ西浦 みかん 寿 太郎、Nishiura Mikan Jutaro

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：静岡県沼津市三浦地区（静浦、内浦、西浦）

5 農林水産物等の特性

寿太郎温州は、貯蔵性に優れた品種であり、例年 12 月から 1 月にかけて収穫され、2 月から 3 月にかけて出荷される。長くて 4 月上旬まで出荷されたこともある。一般的なミカンに比べ、糖度（甘さ）とクエン酸（酸度）のバランスが良い食味が特徴である。果実は、青島温州よりひとまわり小さく、果皮はやや薄く、浮き皮が少ない。また、青島温州に比べ、糖度と酸度が高く、味が濃いのが特徴である。

その中でも「西浦みかん寿太郎」は、静岡県沼津市三浦地区で生産される寿太郎温州である。富士伊豆農業協同組合の西浦柑橘出荷部会が中心となって産地一体で寿太郎温州の普及に取り組んできた結果、平成 28 年産寿太郎温州の全国生産面積のうち静岡県が 80.7 %を占め（出典：平成 28 年産特産果樹生産動態等調査）、また、生産量は、静岡県全体のうち 83.7%を「西浦みかん寿太郎」が占める主要産地となっている（出典：2018 年度静岡県寿太郎温州実績）。また、品質の確保や栽培技術の向上に向けた地域の長年の組織的取組により、食味などの品質が良好で安定している。そして、市場向けにまとまったロットで出荷ができ、直近 30 年平均では、年間 2,116 トンの出荷量である。

市場関係者からも、「寿太郎みかんの産地といえば西浦」との評価を受けており、「甘味・酸味のバランス」、「他品種の出荷が少ない 3 月にも出荷される希少性」、「食味の

良さ」、「小玉」、「味が濃い」といった点が高く評価されている。また、他産地出荷が少ない時期に出荷の最盛期を迎えられるように栽培及び貯蔵技術の向上に取り組み、品質の良さが高く評価されている。同時期に全国流通している青島温州と比べ、10年間（平成21年～30年）の平均販売単価が青島温州は243円/kg、「西浦みかん寿太郎」は351円/kgであり、4割程度の高値で取引されている。

6 農林水産物等の生産の方法

「西浦みかん寿太郎」の生産方法は、以下のとおりである。

（1）品種

「寿太郎温州」を用いる。

（2）栽培の方法

生産地内で栽培する。

（3）出荷規格

収穫後は、風通しの良い冷暗所で貯蔵し、貯蔵期間7日以上を経て出荷する。ただし、収穫後出荷までに過熟が認められた果実は、貯蔵期間が7日未満であっても加工用として出荷できるものとする。

（4）最終製品としての形態

「西浦みかん寿太郎」の最終製品としての形態は、青果（うんしゅうみかん）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

寿太郎温州は、静岡県下で広く栽培されている「青島温州」の突然変異として、昭和50年に沼津市西浦久連で発見され、昭和59年「寿太郎温州」（第642号）として品種登録された。寿太郎温州の原木から接木した苗木を生産者に配付して産地形成を進めてきたほか、原木の高齢化に備えて苗木用の母樹園を作り、品種の維持に努めている。

「西浦みかん寿太郎」の生産地である静岡県沼津市の三浦地区は、太平洋側に面しながら駿河湾越しに富士山を望む主に北側斜面に位置する肥沃な火山灰土壌で、表層腐食質黒ボク土、多湿黒ボク土に分類され、これらの土壌特性は透水性、通気性に優れている。

沼津市の年平均気温は、15.9℃であり、園地の86%が標高150mまでの段々畑に位置することから、風通しが良く乾燥気味の気候条件は、温州みかんの栽培に適している。また、沼津市三浦地区の肥沃な土壌は、青島温州よりも樹勢の弱い寿太郎温州の生育に適しており、栽培技術の向上を併せて行うことで寿太郎温州の安定生産を実現した。

「西浦みかん寿太郎」は、収穫期から一定の貯蔵期間、風通しの良い冷暗所で貯蔵することで、甘味と酸味のバランスを最適な状態に熟成し出荷されている。貯蔵期間中は、生産者が果実の状態を頻繁に確認し、出荷時にも機械による選果を行うことで高品質を維持している。貯蔵技術は、青島温州をはじめとする貯蔵みかんを古くから栽培してきた伝統に基づいている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

生産地における本格的なみかんの生産は明治初期より始まり、昭和 50 年、沼津市西浦久連において山田壽太郎氏が青島温州の枝変わりである「寿太郎温州」を発見し、その後、昭和 52 年には西浦柑橘出荷組合（現在の西浦柑橘出荷部会）が設立された。昭和 57 年、西浦柑橘出荷組合は、この品種を特産化することを決定し、各組合員に苗木 1 本を配付した。昭和 59～61 年度には、寿太郎の苗木を購入する組合員に対して、西浦柑橘出荷組合から補助金を交付して普及につとめた。

昭和 59 年「寿太郎温州」が品種登録されたことを契機に、高品質みかんの生産技術と長期出荷体制を確立し、昭和 60 年 2 月の初出荷から現在に至るまで、その生産を継続している。

平成 22 年には、「沼津ブランド」（沼津商工会議所）の認定を受けている。

平成 24 年には、長年にわたる産地の取組が認められ、第 61 回全国農業コンクール全国大会で「農林水産大臣賞」を受賞した。また、平成 28 年には「沼津プレミアム」（沼津商工会議所）にも選ばれている。

富士伊豆農業協同組合及び西浦柑橘出荷部会は、毎年 2 月に沼津市内の小中学校に食農教育の一環として「西浦みかん寿太郎」を無償提供している。平成 30 年度の生産者は 378 名、生産量は 2,356 トンである。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：静岡県経済農業協同組合連合会

登録商標：寿太郎／じゅたろう／JUTARO

指定商品又は指定役務：

第29類 食肉，卵，食用魚介類（生きているものを除く。），冷凍野菜，冷凍果実，肉製品，加工水産物（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。），かつお節，寒天，削り節，食用魚粉，とろろ昆布，干しのり，干しひじき，干しわかめ，焼きのり，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，加工卵，カレー・シチュー又はスープのもと，お茶漬けのり，ふりかけ，なめ物

第30類 コーヒー豆，穀物の加工品，アーモンドペースト，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，即席菓子のもと，酒かす

第31類 食用魚介類（生きているものに限る。），海藻類，野菜（「茶の葉」を除く。），茶の葉，糖料作物，果実，コブラ，麦芽

第32類 飲料用野菜ジュース

商標登録の登録番号：第2411403号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）

〔登録日〕 平成4年5月29日

〔更新登録日〕 令和4年2月7日

〔存続期間の満了日〕 令和14年5月29日

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☒ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：令和元年6月11日

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先
